

消費税正しく育てる間税会

# 大森間税会報

2025.1 第213号



## ■目 次

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 年頭のごあいさつ              | 2 |
| 大森間税会長 小宮山 宜 克        |   |
| 大森税務署長 井 上 丈 晴        |   |
| 「税とのふれあい」令和6年度 納税表彰式  | 3 |
| 令和6年の主な行事（報告）         | 4 |
| 令和7年度税制及び執行に関する要望書の要旨 | 5 |



大森間税会

# あけましておめでとうございます



## 新年のご挨拶

大森間税会

会長 小宮山 宜 克

会員の皆様方には、健やかな新春をお迎えの事とお慶び申し上げます。

昨年は、日銀のマイナス金利政策解除、日経平均株価バブル期の史上最高値を更新、石破内閣の発足など日本経済へ影響を及ぼす様々なニュースがありましたが、税を考える上で「物価上昇」は企業活動や私生活においてインパクトがあったのではないのでしょうか。企業活動においては、価格転嫁を進めなければなりませんし、より一層の効果・効率を求めざるを得ない環境であると思います。

この様な中、大森税務署においては、遠藤署長から井上署長へバトンが引き継がれ、時代に追従すべく税務六団体とともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）共同推進宣言をまとめました。

現代のビジネスシーンにおいて、デジタル技術の活用は不可欠であり、DXの推進は私たちの業務効率化やサービス向上につながる新たなステージとなります。今後、税務署における業務や税務手続きにもデジタル化が進んでいくことと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

私たちの活動に目を向けますと、昨年は通年行事では「大田ふれあいフェスタ」での税の啓発活動に加え、大森税務署管内11小学校へ「税の標語」の募集を行い、署の方々と応募作品の選考を行いました。大森税務署長賞に、入新井第二小学校 茅島 結磨（カヤシマ ユマ）さんの作品「スマホでも簡単納税 できるんだ」が選ばれ、12月6日 境副署長とご一緒に小学校を表敬し、表彰状並びに記念品の授与式を行う事ができました。

本年は、DXの推進を主テーマに活動していきたいと思っておりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。疑問・質問などございましたらご一報頂ければ幸いです。

最後になりましたが、会員皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝をお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭のご挨拶

大森税務署長

井 上 丈 晴

新年あけましておめでとうございます。

令和7年の年頭に当たり、謹んでご挨拶申し上げます。

旧年中は、小宮山会長をはじめ大森間税会の皆様におかれましては、税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なるご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、「OTA ふれあいフェスタ」での税金クイズや、「納税表彰式」など、各種行事を皆様と共に実施することができ、私としましては大変光栄でした。

また税の標語については皆様のご尽力により管内11校の小学校から前年を上回る1,359句もの応募があり、小宮山会長はじめ皆様のご苦勞に心から御礼申し上げます。大森税務署としましても入選作品に関するポスターを税務署内に掲示させていただいております。

さて、国税当局では、税務行政のDX化と併せて、事業者のDX化の推進にも力を入れております。税務手続きのデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、EDIやPeppolなどを活用して一貫したデジタル処理が実現することで、経理等のバックオフィス業務の効率化といった事業者の方の生産性の向上に加え、経営の高度化が期待されますので業務のデジタル化促進へのご協力をお願いいたします。

また、間もなく令和6年分の所得税、消費税等（個人事業者）及び贈与税の確定申告の時期を迎えます。国税当局といたしましては、税務手続をより簡単に、便利にできるよう自宅等からのe-Taxの推進、特に「マイナポータル連携やスマートフォンによる申告」を推進し、加えて納付のデジタル化・キャッシュレス化を進めております。

大森間税会の皆様におかれましては、ご家族や従業員の方々へ「スマートフォンによる申告」をぜひともご周知いただきたく、ご協力をお願いいたします。

結びに当たりまして、大森間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、年頭のあいさつとさせていただきます。

# 令和6年度 納税表彰式 ～11月14日 朗峰会館にて 5名の方が表彰される～

令和6年11月14日（木曜日）大森税務署・大森税務六団体共催による令和6年度納税表彰式と祝賀会が池上朗峰会館において開催されました。

表彰式は、太田都税事務所長・大田区区长はじめ多くのご来賓をお迎えして、盛大かつ厳粛に挙行されました。

ここでは当会に関する受彰者のご芳名をご紹介します。

おめでとうございます。

## 受彰者のご紹介（大森間税会関係）

大森税務署長表彰受彰 森永 優子 殿（常任理事）

大森税務署長感謝状受彰 菅谷 学 殿（理事）

大森間税会会長表彰受彰（順不同） 加藤 則幸 殿  
上原 雅彦 殿  
平澤 利明 殿



|                           |                 |                       |                      |                               |                               |
|---------------------------|-----------------|-----------------------|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 大森税務署<br>総務課長<br>菅原 聡     |                 | 大森税務署<br>副署長<br>境 麻衣子 |                      | 大森税務署<br>法人課税第一部門統括官<br>竹元 公一 |                               |
| 東京都大田都税事務所<br>所長<br>岡本 晃治 | 株式会社豊栄<br>上原 雅彦 | 大森間税会<br>会長<br>小宮山 宜克 | 大森税務署<br>署長<br>井上 丈晴 | 森永 優子                         | 大森ビル株式会社<br>大田区長（代理）<br>大木 康宏 |
| 菅谷 学                      |                 | 平澤 利明                 |                      |                               |                               |

（敬称略）

◆◆◆◆◆ 令和6年の主な行事（報告） ◆◆◆◆◆

| 月 日     | 行 事 内 容                | 会 場 他     |
|---------|------------------------|-----------|
| 1月 25日  | 大森間税会報 211号発行          | 広報委員会     |
| 1月 25日  | 大森税務六団体長協議会            | 大森法人会館    |
| 2月 2日   | 定例理事会・新年賀詞交歓会          | たか濱       |
| 4月 1日   | 消費税に関するアンケート調査実施       | 大森間税会会員   |
| 4月 23日  | 定例理事会                  | 大森法人会館    |
| 5月 27日  | 大森税務六団体長協議会            | 大森税務署     |
| 6月 4日   | 大森間税会 第67回定例総会         | Luz 大森    |
| 6月 24日  | 大田区内小学校 11校「税の標語」募集    | 各小学校      |
| 7月 30日  | 大森税務六団体長協議会            | 大森税務署     |
| 8月 26日  | 定例理事会                  | 大森法人会館    |
| 9月 24日  | 大田区内小学校 11校「税の標語」収集    | 各小学校      |
| 9月 25日  | 大森間税会報 第212号発行         | 広報委員会     |
| 9月 27日  | 「税の標語」選定会              | 大森法人会館    |
| 10月 24日 | 大森税務六団体長協議会            | 大森税務署     |
| 11月 2日  | 大森税務六団体共催 OTA ふれあいフェスタ | 平和島の森公園   |
| 11月 3日  | 広報活動・税金クイズ等を実施         | 平和島の森公園   |
| 11月 14日 | 令和6年度納税表彰式             | 池上本門寺朗峰会館 |
| 11月 27日 | 特別研修会（消費税不正還付への対応について） | Luz 大森    |
| 12月 6日  | 「税の標語」表彰               | 各小学校      |

※このほか各委員会は随時開催

## 大森間税会・大森法人会共催研修会

令和6年11月27日（水曜日）Luz 大森に於いて、「最近の国税庁の取り組み～消費税不正還付への対応～」についてのテーマを大森間税会・大森法人会共催で開催されました。

大森税務署 法人課税第1部門 長岡 審理担当上席が消費税不正還付事案への最近の国税庁の取り組みについて分かりやすく解説していただきました。

第二部として大森間税会、大森法人会との経営者交流会が行われ名刺交換が行われました。



## 第14回 大森・相模原間税会 合同ゴルフコンペ

夏の暑さが残る中、令和6年10月17日（木曜日）津久井湖ゴルフ倶楽部で交流及び会員同士の親睦など和やかな雰囲気の中で開催されました。（参加人数 32名）

大森間税会親睦ゴルフコンペ開催のお知らせ

令和7年3月19日、20日、館山カントリークラブ 春の大会が行われます。

参加希望の方、ゴルフ部 部長 川崎さんにお問い合わせをお願いします。



## OTA ふれあいフェスタ 第35回

令和6年11月2日（土曜日）、3日（日曜日）、OTA ふれあいフェスタ 第35回が開催されました。前回同様に平和島競艇場の改修工事の為、平和の森公園内での会場となり、恒例となる大森税務六団体共催の税金クイズが行われました。前回同様にパネルでの出題形式により参加者に答えて頂くような形になりました。

朝から雨の降る開催となり来場者も少なく、税金クイズのブースも苦戦しましたが、昼頃には雨も上がり来場者数も次第に増えてきました。また、当ブースにも、来場者が次第に増え例年通りの盛り上がりになりました。そんな中パネルの前に女性が現れ「昨年のリベンジに来た」と言いクイズに再挑戦しましたがまたもや不正解でした。女性は悔しそうな顔をし「また来年も挑戦しに来ます。」と言葉を残し会場をあとにしたのが印象的でした。次の日は、晴天に恵まれ多くの来場者が訪れブース内が活気にあふれました。



令和7年度税制及び執行に関する意見要望書が令和6年7月全間連より財務大臣はじめ関係諸庁に提出され、その実現方を要請いたしました。その要旨は次のとおりです。

### 1-1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳入削減に努めるべきである。

### 1-2 新型コロナウイルス感染症対策に伴う財政健全化施策の検討

近年急激な財政の悪化の要因である「新型コロナウイルス感染症」や「物価高騰等」への対応のために発行された莫大な新規公債については、我が国の社会経済状況や令和6年以降の適切な時期から施行される「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」の議論を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めるべきである。

## 2. 消費税に関する事項

### (1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

### (2) 軽減税率の対象範囲の見直し

先般の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われて、これにより、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

### (3) 消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、デジタル化の進展を踏まえたマイナンバー制度を利用した新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」への改組

マイナンバーカードに対する政府の普及方針に鑑みれば、今後、消費税率の引き上げ議論を行う際には、相次いで発生するマイナンバーカードのトラブル改善状況や普及状況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなく、軽減税率に代えて、デジタル化の進展を踏まえた、マイナンバー制度を利用した新たな仕組みである一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化(税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略)等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

### (4) 仕入れ税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

令和5年度税制改正において、インボイス制度の円滑な実施を図る観点から講じられた中小事業者等の負担緩和措置等のうち、特に中小事業者向けの少額特例(税込価格が1万円未満の課税仕入れを、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置)については、その利用状況等を検証し、必要があると認められた場合には、恒久措置への移行も含めて、期限到来後のあり方について検討すべきである。さらに、インボイス制度導入後の実務の実態等を検証しながら、事務負担を緩和するための追加的な措置についても検討すべきである。

### (5) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

### (6) 任意の中間申告

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

### (7) 中間申告制度の見直し

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

### (8) 輸出品販売場における免税制度の高度化

令和6年度税制改正において、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度への変更が明確化された。この変更により、不適切な制度運用に対する抑止が期待されるが、他方で、免税店の業務負担の軽減や旅行者の利便性の向上にも繋がるような措置を行うべきである。

さらに、免税店や承認送信業者の許可について、更新制の導入等により、許可された免税店や承認送信業者の適正管理が行われるような措置を行うべきである。

### (9) 非課税とされる医療等に係る控除対象外消費税等への課題についての抜本的な見直し

医療に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。

## 3. 個別消費税に関する事項

### (1) 石油関連諸税と消費税

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

### (2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

### (3) 印紙税の抜本的な検討

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

## 4. 執行に関する事項

### (1) 税務執行体制の充実化

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努めていただきたい。

特に、軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

### (2) 課税の適正化と課税処理の統一化

軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入に伴い、税率の適用誤りや区分経理による税額計算、更にはインボイスの発行などに誤りが生じないよう、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。また、税務調査においては、事業者の実態が不慣れである状況を踏まえ、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、制度が定着するまでは、柔軟な対応を徹底すべきである。

### (3) 消費税に関する広報活動の強化

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度に加え、インボイス制度も導入されるなど、新たな制度に改組されとともに、広く国民に深く係わる税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

### (4) 租税教育の推進

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

### (5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

### (6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置(平成25年10月1日から令和3年3月31日まで適用)」が令和3年3月末の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

しかしながら、総額表示の実態を見ると、参考資料[総額表示の実例(税抜・税込並列表示)]のとおり、依然として消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっていないものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全間連が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況を鑑みると、消費者庁が作成し、公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドラインについては、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあるものと考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

## 5. マイナンバー制度の普及拡大等

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。また、公金受取口座の登録もさらに徹底すべきである。

# 従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

## 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



賃貸オフィス、月極・一時駐車場



株式会社 東 辰

代表取締役 小宮山 宜克

〒143-0023 東京都大田区山王 2-8-26

TEL 03-3772-6690

FAX 03-3772-6646

車で山王へお越しの際は、当社有料駐車場をご利用ください！



株式会社 共栄物流サービス

通販 BPO・フルフィルメント・ソリューションサービス

通販総合支援サービスとしてさらなる価値の拡大を目指していきます

- 本社 〒143-0016 東京都大田区大森北 1-32-1 ウェリスシティ大森タワー2505
- 品川センター 〒140-0012 東京都品川区勝島 1-4-11 東京倉庫（株）勝島倉庫 B206
- 東京オフィス・東京FC 〒140-0012 東京都品川区勝島 1-4-3 大井2号倉庫5F

TEL 03-3298-0405 FAX 03-3298-0402

<https://www.kyoei-butsumuryu.com/>



営業  
品目

圧力自動制御スイッチ・真空自動制御スイッチ  
油圧自動制御スイッチ



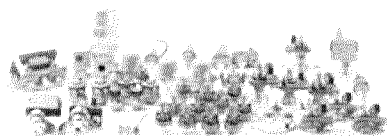
株式会社 三和電機製作所

〒143-0027 東京都大田区中馬込3-5-1

電話 03 (3772) 6111(代表) FAX 03 (3772) 6119

E-Mail : sales@sanwa-hs.co.jp

URL : http://www.sanwa-hs.co.jp



租税全般の申告手続き及び相談・財務全般

森永優子税理士事務所

税理士 森 永 優 子

事務所 東京都大田区大森北1-15-14  
第11三井ビル5F

TEL(03)3762-5756

FAX(03)3762-5758



# インフィニティ税理士法人

代表社員  
税理士

清水 久 栄

〒143-0015 東京都大田区大森西1丁目4番14号  
☎03-3766-6747 FAX03-3768-4661

税理士法人

# おとだ総合会計事務所

公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士

代表社員副所長 音田 崇 幸

本 社 東京都大田区中馬込1丁目1番17-103号  
☎03-2776-5561 FAX03-3776-5563



# 令和六年度 税の標語 優秀作品

税金で  
大田区長賞

支える日常

創る未来

入新井第四小学校 吉岡 穂乃佳

税金で  
優秀賞

学校 公園が

ピカピカに

大森第一小学校 江森 友祐

優秀賞

子供でも

責任ある

税金で  
大田区教育長賞

こどもの未来

作成中

中富小学校 重政 珠希

優秀賞

税金がない世界

みな自分勝手に

なついていく

入新井第五小学校 小出 真愛

優秀賞

税金で

感謝のきもち

「ありがとう」

入新井第一小学校 積田 莉央

スマホでも  
大森税務署長賞

簡単納税

できるんだ

入新井第二小学校 茅島 結磨

税金を知る  
全国間税会総連合会

心がつくる

ゆたかな社会

池上小学校 小野澤 佑都

大田都税事務所長賞  
必ず納めよう

街の笑顔に

繋がる税

山王小学校 齋藤 梨稀

納めよう  
大森間税会会長賞

未来が変わる

街づくり

大森東小学校 宮川 月里

東京国税局間税会連合会  
支え合う

感謝の気持ち

消費税

大森第四小学校 岩間心花

Congratulations!







# 申告・納税は **e-Tax** で手続きを！！

## — e-Tax ってこんなに便利 —

**24時間**  
いつでもどこでも  
利用可能！

マイナポータル  
連携で自動入力  
手間いらず！

データで保存  
ペーパーレスで  
すっきり！

添付書類も  
オンライン提出  
郵送不要！

## — こんな場面で こんなに便利 —

### 確定申告 (個人の方)

- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、e-Taxで入力・送信すれば**提出・提示が不要**
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、**3週間程度で還付**

### 源泉徴収票 情報の自動入力

- 事業主の方が源泉徴収票のデータをe-Taxで提出すれば、従業員の確定申告の際に**給与情報が自動で入力**され、申告手続きが簡単に

### 納付手続

- **キャッシュレス納付**で、金融機関や税務署などの窓口に行かずに、**PCやスマートフォンで納付**すれば、現金や納付書が不要に

### 納税証明書 の交付請求

- 税務署の窓口に行かずに**スマートフォン**で納税証明書の交付請求から受取まで可能
- 納税証明書（PDF形式）は**何度も使用でき、書面で何枚でも印刷可能**
- **手数料がお得**

※ 1 税目 1 年度 1 枚あたり  
e-Tax : 370円 書面 : 400円







# 申告・納税と一緒に **日々の業務もデジタル化** しませんか？

## — デジタル化すると **こんないいこと** —

オンライン化で  
**リモートワーク**  
に対応

データで保存  
**ペーパーレス**で  
すっきり

データ連携で  
**生産性向上**

**リアルタイム**で  
経営分析

## — デジタル化の **強い味方** —

### — クラウド会計ソフト —

- 事業所でも自宅でも、**どこでもアクセス可能！**
- **銀行口座やクレジットカード**などのデータを**自動連携可能！**
- 連携したデータは**自動で仕訳可能！**
- 税理士等と**リアルタイム**で経営状況が共有できる！

(注) 具体的なソフトについては、各ソフトウェア会社にお問い合わせください。

### — デジタルインボイス —

- 標準化されたデータだから、**相手方のシステムを問わず自動処理が可能！**
- クラウド会計ソフトと連携すれば、**自動で仕訳も可能！**
- デジタル処理で、**入力ミスも防げる！**
- **ペーパーレスですっきり！**

(注) デジタルインボイスに対応したサービスについては、デジタルインボイス推進協議（EIPA）ホームページをご確認ください。

## — **補助金も活用できます** —

### — IT導入補助金 —

- 中小企業・小規模事業者のみなさまがITツール導入時にご活用いただける補助金です。
- インボイス枠（インボイス対応類型）なら、**会計ソフト等に加え、PC等のハードウェア導入費用にも利用可能**です。
- 安価なITツールの導入にも活用可能であり、小規模事業者の場合、導入費用の**最大80%**（中小企業の場合75%）補助されます。
- 詳しくはIT導入補助金事務局ホームページをご確認ください。

(注) 本内容はIT導入補助金2024の内容です。詳しくは、「サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト」をご確認ください。



最大補助率  
**80%**

詳しくは **国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」コーナー** をご覧ください

上記のほか、**年末調整の電子化**や**電子帳簿等保存制度**など、デジタル化に役立つ施策・制度を紹介しています





# 法人税の電子申告は 4 社に 3 社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、**添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）**を推進しています。



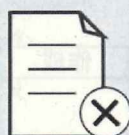
## ALL e-Tax のメリット

### 業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

### ペーパーレス化



書類の保管場所が不要  
遠隔地でも書類が確認可能

### コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



## 法人税の電子申告のQ&A

### 01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

法人が主要な別表や財務諸表など、申告に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信した割合は74.1%（令和4年度）です。

### 02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 **XBRL形式・CSV形式**  
◇勘定科目内訳明細書 **XML形式・CSV形式**

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

### 03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube  
「国税庁動画チャンネル」





Check



## 財務諸表データの作成方法

「会計ソフト」と「税務（申告）ソフト」の互換性に応じた対応

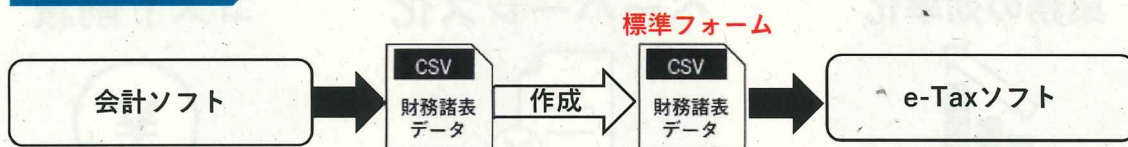
### パターン① ソフト間に互換性がある



**税務（申告）ソフトからe-Taxに送信することができます！！**

※ 会計ソフトからのデータの出力方法や税務（申告）ソフトへの取り込み方法は、ご利用のソフト会社にお問い合わせください。

### パターン② ソフト間に互換性がない



**標準フォームを活用し、CSV形式のデータを作成します。**

**作成後、e-Taxソフトからe-Taxに送信することができます！！**

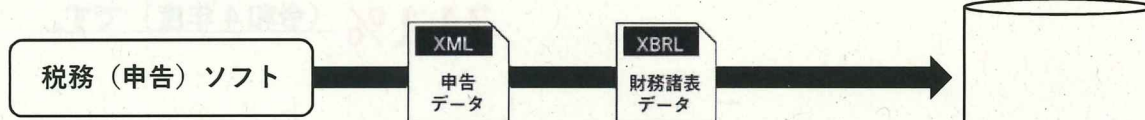
※ ご利用の税務（申告）ソフトによっては、国税庁標準フォームに加工した財務諸表データ（CSV形式）を取り込んで送信することも可能です。

Check

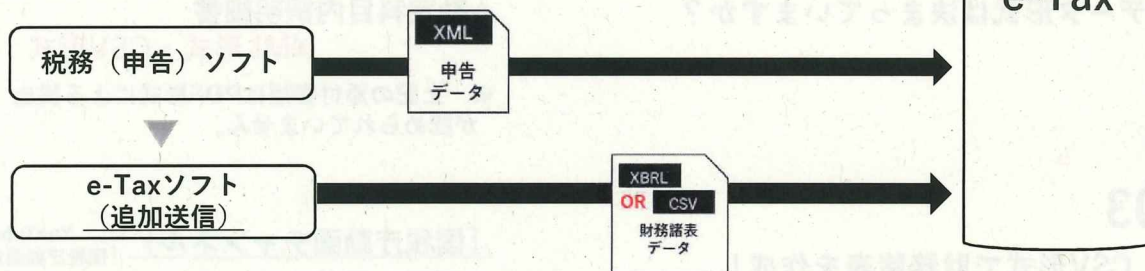


## 財務諸表データのe-Tax送信方法

### パターン① 申告データと同時送信



### パターン② 申告データ送信後にe-Taxソフトで追加送信



※標準フォームの場合はCSV形式

詳しくは、**e-Taxホームページ**をご覧ください。

財務諸表データの送信





# 税務署からのお知らせ

税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までにお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

## 9時～15時

までをお願いいたします

### 国税の納付はキャッシュレス納付が便利です

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方消費税(法人)

振替納税  
(口座振替)



#### 【利用可能税目】

申告所得税  
消費税及び地方消費税(個人)

#### 【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

#### 【開始手続】

振替依頼書の提出  
※オンラインによる提出も可能

#### 【オススメな方】

毎年確定申告を提出する  
個人事業者

ダイレクト納付



#### 【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

#### 【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

#### 【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出  
※オンラインによる提出も可能  
✓ 電子証明書は不要    ✓ ネットバンク契約不要  
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

#### 【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方  
毎月消費税の中間納付をしている方  
など、納付機会の多い方

電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。  
納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。



# 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

## 申告書等の提出事実等の確認方法に関するリーフレットをお配りしていますので、必要な方はお近くの職員にお声がけください。

### リーフレットのサンプル

(表面)

申告書等の提出について

令和●年●月●日  
●●税務署

本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。

- 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。
- 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

※ 申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください（概要は裏面参照）。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください



(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

| <input type="checkbox"/> | 年分 | 税 | 申告書 |
|--------------------------|----|---|-----|
| <input type="checkbox"/> |    |   |     |
| <input type="checkbox"/> |    |   |     |
| <input type="checkbox"/> |    |   |     |
| <input type="checkbox"/> |    |   |     |

(裏面)

- 申告書等情報取得サービス（オンライン申請のみ）
  - 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
  - 本手続の利用には、マイナンバーカードが必要です。
  - 申請からイメージデータ（PDF）の取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
  - 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能）。
- ※ 法定申告期限（翌年3月15日）後に申告書等を提出している場合は、税務署における処理のため、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください



- 保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）
  - 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。
  - 写しの交付まで約1か月程度かかります。
  - 手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。
  - 法人の申告書等には利用できません。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください



- 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での申請のみ）
  - 税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
  - 申告書等が業務センターや外部書庫等に保管されている場合がありますので、申請される際は事前に税務署宛にご連絡いただくと手続がスムーズです。
  - 閲覧対象の申告書等が当日収受したものである場合には、原則として、当日中は閲覧サービスを申請することができませんのでご注意ください。
- ※ 所得税等の確定申告期においては、閲覧可能となるまでに、特にお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください



- 納税証明書の交付請求（オンライン申請可）
  - 納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます（納税証明書では、提出年月日を確認することはできません）。
  - 手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。
- ※ 所得税等の確定申告期においては、発行までに、特にお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

国税庁